

トステム株式会社 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：育児・介護休業等に関する制度の周知及び利用促進

<対策>

- 育児・介護休業等に関する社内規定の再周知
- 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布

目標2：子の看護休暇制度をより利用しやすくするための措置を講ずる。

<対策>

- 現行制度の再周知と利用促進
- 従業員の具体的なニーズの調査・利用促進のための研修会の実施
- 従業員の要望等に応じ、制度の見直しへ向けての検討。

<制度の見直しをする内容>

- ①時間単位での看護休暇取得ができるようにする。
- ②1年について5日以内を6日以内に増やす。
- ③無給扱いを有給扱いにする。